

新	旧	備考
<p>貿易一般保険包括保険（機械設備・鉄道システム・船舶：特定2年未満案件） 手続細則</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00033 沿革（略） <u>平成29年9月8日 一部改正</u></p> <p>貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書、貿易一般保険包括保険（鉄道システム）特約書及び貿易一般保険包括保険（船舶）特約書（以下「貿易一般保険包括保険（設備財）特約書」という。）の対象となる契約（以下「対象契約」という。）のうち、別表1に定める一の契約に該当するもの（以下「特定2年未満案件」という。）に係る手続については、次に定めるところによる。</p>	<p>貿易一般保険包括保険（機械設備・鉄道システム・船舶：特定2年未満案件） 手続細則</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00033 沿革（略）</p> <p>貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書、貿易一般保険包括保険（鉄道システム）特約書及び貿易一般保険包括保険（船舶）特約書（以下「貿易一般保険包括保険（設備財）特約書」という。）の対象となる契約（以下「対象契約」という。）のうち、別表1に定める一の契約に該当するもの（以下「特定2年未満案件」という。）に係る手続については、次に定めるところによる。</p>	
<p>第1条～第24条（略）</p>	<p>第1条～第24条（略）</p>	
<p>(指示書)</p> <p>第25条 日本貿易保険は、約款第33条第5項の規定に基づき代位債権等の全部又は一部につき権利行使等を行うことを指示する場合は、次の各号に定める指示書を被保険者に提示する。</p> <p>一 日本貿易保険は、被保険者が約款第26条第1項の規定に基づき別紙様式第18 - 1による貿易一般保険権利行使等委任状を提出した時は、直ちに、指示書を被保険者に提示する。<u>ただし、当該権利行使等委任状において所定の初回指示事項について遵守する旨を誓約している場合は、これをもって本号に定める指示書の提示に代えるものとする。</u></p> <p>二～三（略）</p>	<p>(指示書)</p> <p>第25条 日本貿易保険は、約款第33条第5項の規定に基づき代位債権等の全部又は一部につき権利行使等を行うことを指示する場合は、次の各号に定める指示書を被保険者に提示する。</p> <p>一 日本貿易保険は、被保険者が約款第26条第1項の規定に基づき別紙様式18 - 1による貿易一般保険権利行使等委任状を提出した時は、直ちに、指示書を被保険者に提示する。</p> <p>二～三（略）</p>	
<p>第26条～第27条（略）</p>	<p>第26条～第27条（略）</p>	

貿易一般保険包括保険（機械設備・鉄道システム・船舶：特定2年未満案件）手続細則・新旧対照表

新	旧	備考
<p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成29年10月2日から実施する。</u></p>		
<p>別表1～別表6 （略）</p>	<p>別表1～別表6 （略）</p>	